

平成17年度市政執行方針

その骨子は、『国庫補助負担金の削減は、今年度の実績1兆円を加えて概ね4兆円規模とし、これに見合う税源移譲については、今年度、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を加え、18年度までに概ね3兆円規模を目指す』とするものです。

これに対し地方六団体は、その内容には多くの課題が先送りされているとともに、地方自治に対する国の関与・規制の見直しの不徹底など、地方が提出した改革案の趣旨からして不十分な点が多い。しかし、国と地方とが対等に協議する場が設けられたことを評価し、今後なお地方の改革案の実現に向け、国に強く働きかけていくこととして、これを容認しました。

今回の決定は、私としては、国庫補助金の削減額と税源移譲額をどうするかという、数字合わせの印象がぬぐえないものであり、本当の意味での国と地方との役割分担、地方の自立からは、かけ離れたものであると認識しています。

三位一体改革の目指すところは、国の補助金などの削減を機に税源移譲を進め、地方の国への依存を是正しその自立にあることから、引き続き地方六団体の連携・協力のもと、国に対し地方の意見を強く主張し積極的に地方分権の推進を図るよう働きかけてまいります。

基本的な考え方

- ① 分権型社会を担う協働のまちづくり
- ② 安定した財政運営と基礎自治体のあり方
- ③ 創造的行政運営システムの構築

基本的な考え方①

分権型社会を担う協働のまちづくり

地方分権一括法がスタートして6年目を迎えますが、国から地方への分権はいまだ緒についたばかりであり、不必要な国の関与を廃し、地方が自主・自立のもとで豊かさを実感できる社会システムの構築が求められています。

■市民と行政による協働のまちづくり

社会が成熟期にある今、住民が地域のことについて主体的に考え決定する市民自治の充実・拡大が期待されるところであり、そのためには、市民と協働する市政の推進が、何よりも重要です。

協働は、市民と行政が対等の立場に立ち、共通の目的に向かって互いが連携・協力しあって取り組む行為

システムですが、それを作動させるためには、市民と行政がともに考え、話し合って協働する『場』の設定とその『組織化』が必要です。

このため、市では『まちづくり基本条例』の制定と『市民と行政との役割分担指針』の策定を進めていますが、『まちづくり基本条例』については、本年6月の第2回定例会に提案したいと考えています。また、『市民と行政との役割分担指針』については、役割分担する事務事業の調査を作成中であり、新年度早々に、市民参画の仮称『登別市協働のまちづくり推進会議』を設置し、そこで協議の上、決定してまいりますと考えています。



▲まちづくり基本条例についての議論が行われた『登別市まちづくり基本条例検討委員会』

基本的な考え方②

安定した財政運営と基礎自治体のあり方

地方自治の本旨に基づく自治体経

営を行うには、危機にある市の財政を立て直し、その基盤強化を図ることが何よりも大切です。

このため、引き続き簡素にして効率的な行政運営の視点から、歳入や歳出、行政の守備範囲の見直し、受益者負担の適正化、民間委託や民間移譲の推進、さらには広域連合や合併を視野に入れた組織運営の効率化など、行政改革を確実に推進し、安定した財政運営の再生に向け、全力をあげて取り組んでまいります。

■市町村合併

現行『特例法』による優遇措置の適用期限が本年3月末とされ、これを目指して合併に取り組んでいる市町村の中には、特に本道では期限までに協議が整わない、あるいは住民に対する説明不足などから議決に至らないところが少なくありません。

合併は、地域の将来像と自治体のあり方を住民自らが決定する取り組みです。市としては、人口規模に応じて行使できる事務・権限の範囲などを視野に入れて、近隣市町村との合併に関する分かりやすい資料の提供に努め、引き続き議論を深めてまいります。

■道州制

道は、地域主権型社会の形成に向けて道州制の検討に取り組んでいますが、その一環として、移譲の対象とする事務・権限約2千200件について、市町村の意見を求めています。